

当協会の事業について、埼玉新聞の特集記事に掲載されました。

県民の皆様の安心安全のために

一般社団法人 埼玉県消防設備協会

消防用設備等の設置や維持管理の適正化と、防火防災意識向上を目的に、昭和51年に設立された県消防設備協会（さいたま市浦和区、243会員）。会長の梅澤将明氏に聞いた。



インタビューに答える
梅澤会長＝7月29日、
坂戸防災本社（坂戸市）

—講習事業に力を入れているそうですが、どんな内容でしょうか

消防設備に関する資格の一つである「消防設備士」は取得後2年以内に講習を受ける事が義務付けられています。その後は5年ごとになります。5年では目まぐるしく変化する技術や法改正に対応する事が難しい。協会では、毎年2回の技術者研修会を開催し、内1回は各消防局・消防本部の職員との合同研修会に

が課題です。協会では報告率50%を目標に広報活動を行っています。今年度は各消防本部（局）が点検未報告者に送る通知の郵送代を負担することにも、同封する啓発パンフレットを提供し、5つの消防管内で1400件発送しました。

—個人でもできる事はありますか

飲食店に限らず、一般の家庭でも消火器の老朽化に注意頂きたい。消火器は10年で交換することをお勧めしています。容器はもちろん、中の薬剤も90%以上がリサイクル可能で交換する事によって環境を汚染する

ことはありません。もう一つは火災警報器です。これも10年で交換する事が推奨されています。埼玉県では2010年に設置が義務付けられた関係で、これから使用期限を迎えるものが増える予想されます。確認して分からない事があつたら最寄りの消防署や本協会にお問い合わせ頂きたい。

大規模災害では公助である消防が駆け付ける事が困難な状況も考えられ、そういった時は互いに守る共助、そして自分で自分を守る自助が重要になります。訓練に参加するなど日ごろから防火防災に関する意識を持つ事が大切です。我々も県民の安心安全のために、行政など関係機関と連携し防火防災意識の向上に努めていきます。



防火対象物の関係者に
向けた点検・報告の啓
発パンフレット

令和元年 8 月 28 日（水）埼玉新聞（埼玉防災特集記事）掲載